

お知らせ & ご案内



「こんにちは！知事です」の傍聴者募集

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「こんにちは！知事です」を開催します。

会議では、「輝くふるさと愛媛づくり」について、知事が地域の皆様方に直接お話しします。

傍聴される方を募集していますので、是非、ご参加下さい。

■日時 10月20日(火)

10時～12時

■会場 今治市吉海学習交流館

■定員 50名(先着順)

■申込方法 10月13日(火)までに郵便、電話、ファックス又は電子メールで、住所・氏名・電話番号を記入(連絡)し、申し込んでください。

■申込先 東予地方局地域政策課
〒793-0042

西条市喜多川796-1

TEL 0897-5611300

(内線219)

ねんきん特別便・定期便の相談について

社会保険庁より年金受給者及び被保険者にお送りしています「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」について、次の日時に社会保険労務士による無料相談を行います。

「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」が送付された方でお尋ねされたことがある方、記入方法のわからない方は、送付された「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」をお持ちになってご相談下さい。

なお、社会保険事務所の職員ではありませんので、一般の年金に関する手続き・相談等はできませんのでご了承下さい。

■日時 10月6日(火)

10時～15時まで

■場所 せとうち交流館

「法の日週間」の無料法律相談について

■日時 10月19日(月)
午前10時～午後3時まで
(事前の予約は受付けておりません。相談の受付は当日午前9時からおこないます。)

■場所

今治市常盤町4丁目5番地3
松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者 愛媛弁護士会今治支部

■問合せ先

松山地方裁判所今治支部庶務課
TEL 0898-230010

弓削神社奉納相撲大会 参加者募集!

■日時

10月23日(金) 18時30分～

■場所 弓削神社境内

■対象者

(泣き相撲) 平成20年度生まれ(尻相撲) 中学生以上の女性

■問合せ先

カットハウス山上
TEL 0897-7713645



10月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	中	9:27	285	21:55	324	3:51	143	15:42	110
2(金)	中	10:01	312	22:20	335	4:14	120	16:16	97
3(土)	中	10:33	337	22:45	344	4:36	97	16:47	87
4(日)	大	11:04	358	23:11	350	5:00	74	17:18	81
5(月)	大	11:38	375	23:39	353	5:26	54	17:50	80
6(火)	大	—	—	12:13	385	5:55	37	18:23	86
7(水)	中	0:09	351	12:51	386	6:27	28	18:59	98
8(木)	中	0:41	344	13:33	378	7:03	26	19:39	115
9(金)	中	1:17	331	14:20	362	7:43	34	20:25	136
10(土)	小	1:59	313	15:18	342	8:31	50	21:22	157
11(日)	小	2:52	292	16:32	324	9:30	71	22:39	170
12(月)	小	4:09	273	17:58	317	10:47	91	—	—
13(火)	長	5:52	269	19:17	323	0:16	167	12:21	98
14(水)	若	7:24	288	20:19	336	1:40	145	13:47	90
15(木)	中	8:33	319	21:09	349	2:40	113	14:53	75
16(金)	中	9:28	350	21:51	358	3:27	81	15:47	63
17(土)	中	10:16	375	22:29	361	4:08	53	16:33	58
18(日)	大	11:00	391	23:05	359	4:46	32	17:15	62
19(月)	大	11:41	397	23:38	351	5:22	19	17:55	73
20(火)	大	—	—	12:21	392	5:58	15	18:33	91
21(水)	大	0:10	337	13:01	378	6:32	21	19:11	113
22(木)	中	0:42	320	13:42	358	7:07	35	19:49	137
23(金)	中	1:13	299	14:25	334	7:42	55	20:30	160
24(土)	中	1:45	277	15:13	310	8:19	79	21:19	180
25(日)	小	2:21	255	16:15	290	9:02	105	22:28	192
26(月)	小	3:15	234	17:32	278	9:58	129	—	—
27(火)	小	5:01	222	18:48	277	0:11	192	11:22	146
28(水)	長	6:54	230	19:44	283	1:38	175	12:59	149
29(木)	若	8:03	252	20:25	292	2:23	153	14:09	141
30(金)	中	8:51	279	20:59	302	2:55	128	14:59	128
31(土)	中	9:30	308	21:30	313	3:24	102	15:40	116

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

過去の被害者が狙われる？

●二次被害の山口と被害

過去に資格講座等の契約をしたことのある人に対して、以前の契約に関連した事柄で虚偽の説明をして、強引に新たな契約を迫る「二次被害」のトラブルが発生しています。

「二次被害」とは、何年も前に契約した資格講座について、以前に契約した業者名、もしくは違う業者名で「講座が終了していないので、新たな教材が必要」と新たな契約を結ばせようとしたり、「名簿から登録抹消するのに手数料が必要」と偽って不当な請求をするものです。

また、契約をしてしまうと個人情報流出して悪用されることも考えられます。

●被害にあわないために

☆ 過去の契約は受講料を完済した時点で、資格の取得の有無に関係なく終了しています。業者からの勧誘は拒否し、新たな契約は結ばないようにしましょう。

☆ 突然の電話にも毅然とした態度できっぱりと断りましょう。

☆ 仮に契約した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困った時は、すぐに相談窓口にご相談しましょう。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700

FAX 089-946-5539

E-mail seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所産業振興課 TEL 089-775-2500

せとうち交流館 TEL 089-777-2252

生名総合支所産業建設課 TEL 089-776-3000

魚島総合支所産業建設課 TEL 089-778-0011



《愛媛県消費生活センターからのお知らせ》

消費生活センターでは、弁護士及び司法書士による無料相談（毎週火曜日13時30分～16時30分）を行っています。消費生活において専門的な知識が必要な問題につきましては、法律の専門家と一緒に問題を解決していきます。困ったことや心配なことがございましたら、消費生活センターまでご相談下さい。

大事な契約や遺言などは公正証書に

10月1日(木)から7日(水)は「公正証週間」です。

公正証書をご存知ですか。公正証書では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書（公正証書）を作成しています。

公正証書には、判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公正証場で作成しておくと、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公正証場では、いつでも公正証書に関する法律相談を行っており、相談は無料です。

■問合せ先 〒794-0042 今治市旭町2-3-20

今治公正証場 TEL 089-8123-2778

検察審査会制度について

検察審査会制度は、各市町村の選挙人名簿をもとに、ひろく民間人の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が検察官の不起訴処分（あしきし）を審査するという制度です。あなたも審査員に選ばれることがあります。

犯罪の被害にあった人、犯罪を告訴、告発した人で検察官がその事件を起訴しないこと（裁判にかけてくれない）に不服のある方は、だれでも検察審査会に申立てをすることができます。

審査の相談・申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。

■問合せ先 今治市常盤町4丁目5-3

松山地方裁判所今治支部内 今治検察審査会事務局

TEL 089-8123-0010

交通事故からあなたの未来を守る
自賠責保険・自賠責共済

今、100人に1人が交通事故にあっている
まさかのために
必ず加入、忘れず更新、自賠責

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成20年の事故発生件数は約77万件、死傷者数は約95万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。



交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済はすべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

中小企業のみなさまへ

日本政策金融公庫国民生活事業は、中小企業のみなさまのための政府系金融機関です。事業を営むほとんどの方はもちろん、新たに事業を始める方にもご利用いただけます。

①「セーフティネット貸付」

■ほとんどの業種の方に「ご利用いただけます」。

■ご融資額 4,800万円以内

■ご返済期間 運転資金 8年以内
設備資金 15年以内

■利率 年2.2%から

（平成21年8月12日現在）

・業況が特に悪化している方

・雇用の維持・拡大に取り組む方

・前2項目に該当する方

年1.8%～

②「新規開業資金」

■新たに事業を始める方、事業開始後間のない方に「ご利用いただけます」。

■ご融資額 7,200万円以内

（うち運転資金は4,800万円以内）

■ご返済期間 運転資金 5年以内
設備資金 15年以内

■利率 年2.2%から

（平成21年8月12日現在）

【問合せ先】

日本政策金融公庫新居浜支店

国民生活事業融資相談係

TEL 0897-33-9101